

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	厚別公園競技場主競技場保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	長谷川体育施設㈱北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>日本陸連が定める「陸上競技場公認に関する細則」において「舗装材は、既存舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。また、日本陸連が定める「競技場に関する規定、細則」においてWA認証制度のクラス2の資格取得について、「申請は、国内の第1種公認競技場でなければならない。」と規定している。</p> <p>よって、クラス2及び第1種公認競技場の継続には、既存の舗装材を調達し、かつ、当該舗装材を用いた舗装技術を有している上記業者のみが施工可能である。</p> <p>また、本業務では、雨天走路の舗装改修を行うが、雨天走路の舗装については、「競技場に関する規定、細則」において「舗装材は競技場と同一にする」と規定されているため、上記業者のみが施工可能である。</p> <p>以上より、上記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、上記業者を特命とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月26日